

【私の意見】岐路に立つ大学ガバナンス論：「コーポレート・ガバナンス」論による変質・劣化に抗して——法学部教授・堀雅晴
 【カンパのお願い】
 【資料】新聞切り抜き 【カンパの御礼】
 【編集後記】— アンパンマンと「失われた 20 年」—

【私の意見】

**岐路に立つ大学ガバナンス論：
「コーポレート・ガバナンス」論による変質・劣化に抗して**

法学部教授 堀 雅晴

はじめに

民主的ガバナンス論を研究する者として、大学ガバナンスが、今日、私大連盟などの加盟有力校が押し進める「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」論によって岐路に立たされている現状を、改正私学法の解釈を通じて紹介します。ここで結論を先取りすれば、大学ガバナンスを、歴史的にも理論的にも、そして法的にも正確に論じようとするのであれば、本来、法人（私学経営者）から「大学の自治」を守り、教学優先が原則とされ、全構成員自治をはじめ学部教授会・大学協議会・評議員会等がしっかりと尊重されなければならないと考えます。

とくに立命館にあっては、「立命館百年史」（通史一・二）を持ち出すまでもなく、伝統的にそのように位置付けられてきました。ところがいま問題になっている同上の「通史三」（最終稿）では、以下にみるような「コーポレート・ガバナンス」型の大学ガバメント論の流れに沿った展開が無批判的になされています（第 1 章第 10 節など）。果たして、このような「見解」が、教授会はじめ全学的論議を経ることもなく、「学園の正史」として公刊されていってよいものなのでしょうか。立命館における今後の論究の深まりを願って、問題提起を試みることにします。

〔一〕ガバメントとガバナンスの相違

両概念の定義に関しては多様でありますし、定義されずに使用されることも多いのですが、研究

的論議の経緯をふりかえって考えますと（参照：拙稿「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証」『立命館法学 2008 年 316 号』）、基本的相違を次のように整理できます。

「ガバメント」とは、国家（政府）が国民を統治し、行政機関が住民や団体等へのサービス提供や規制等に関わる管理運営を担当することです。その特徴は独占的で閉鎖的な権力的・垂直関係と特徴づけることができます。

他方、「ガバナンス」とは、非・国家（政府）や非・行政機関が、国家（政府）・行政機関と対等な関係で、公共サービスや規制活動等を担うことです。

その特徴は非独占・開放的な非権力的・水平関係と特徴づけることができます。これを念頭におきながら、以下、議論をすすめようと思います

〔二〕2004 年改正私学法に関する

文科省側の「新」解釈

改正の概要は、要するに「時代の変化に対応して必要な見直し」（『私学行政法令研究会』2005 年：22 頁）を行う一環として、

「学校法人が様々な課題に戦略をもって主体的・機動的に対処できる体制」をつくるのが改正の眼目だということ

です。具体的に理事会制度については、次の 4 点の改善が図られたとされています（同：24-25 頁）。

①『『理事会』を学校法人の業務の決定機関とし



て法令上明確に位置付けられた」こと。

②「原則として理事長のみが代表権を有し、必要に応じ他の理事にも代表権を与えることができること」。

③寄付行為の中に「理事の任期、選任、解任手続」を「必ず定めること」。

④「理事の選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でないもの（いわゆる外部理事）を少なくとも1名以上は選任しなければならないこと」ということです。

さてこの「改善点」とされる諸点について、大学ガバナンスに関係する①と②について次に検討しましょう。



〔三〕 理事会規定の明文化論

まず①については、36条第2項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と明文化されました。この点は解説本では、「学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関として法令上理事会が規定されたもの」（同：59頁）との説明も付しています。今回、法的に最終決定機関を理事会として明示したことがわかりました。

実態からすれば、ほとんどの学校法人で理事会制を採っているという事実認識のなかで、旧法時代から、すでに理事会制として条文解釈がなされているといえます。そうであるとすれば、今回の理事会の明文化は、実質的に法的意味合いは新旧の法の間で変わらないといえそうです。

そうであるとはいえ、第36条第2項（「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」）によって「最終的な意思決定機関」とする意味づけを今回、新たに提示している点に注意深く見ておかなければいけません。この点で、この**最終的意思決定機関**という**垂直的理解**（＝ガバメント）は、旧法時代から理解されてきていた**理事会・評議員会の水平関係的理解**（＝ガバナンス）とは、その考え方をまったく異にしている点が確認できます。

〔四〕 理事長＝法人代表者論

②については、第37条で「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」との条文が置かれました。その理由としては、本来であれば平等であるはずの各理事による代表権の保有が、実態からみると9割の法人で何らかの制約が行われているので、それに即応したという事実追認的説明（同：64-65頁）が行われています。その他に新たな理屈としては「執行機関である代表理事〔理事長のこと〕と決定機関である理事会との関係をより明確にする」（64頁）ためであるとされたことです。したがって今回、理事長と理事会の役割について、執行機関と決定機関として理解する説明が初めて示されたこととなります。

ところで、こうした諸々の論点は従来からある評議員会と関係してきます。この点について文科省の解説本では、今回、条文上の変更がなんらかあったことを前提にして、従来からの説明を繰り返しています。すなわち「評議員会は学校法人に必ず置かなければならない合議制の機関であり、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関」（同上：98頁）としています。そして但し書きとして「寄付行為に定めるところにより、学校法人の業務に関する重要事項について、評議員会の議を要するものとする」（同）と述べています。

この但し書きの解説としては、同上書では「Q54：一部の大学等では評議員会が実質的に権限を有しているところもあると聞きますが、今回の改正で評議員会の権限は弱くなるのでしょうか」（101頁）という設問に答える形で、「議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行う当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性格のもの」（101頁）であり、「最終的な責任は理事会が負う」（同）ことに注意を払うように求めています。この文科省の解説本が説明する**評議員会の同意**は、従来、文科省自らが説明してきた**理事（会）と評議員会の権限分有説**を明らかに否定し、**理事（会）・評議員会の水平関係から垂直関係へと変更するもの**です。



これまでの検討から確認できることを一言でまとめておけば、以下のようになります。すなわち、国立大学法人において学長中心の管理運営方式に移行するなかで、私学法改正の狙いは私学においても私学法の法的内容を従来の理事（会）・評議員会の水平関係的理解（ガバナンス）から垂直関係的理解（ガバメント）に転換させるべく、理事会の明文化と理事長の「代表」機関化を明文化することにあつたといえます。

ただし、以上述べたことは理事会—評議員会のラインにのみ即した整理であつて、それと教授会など教学機関との関係については従来と変わるどころはなく、なんら法制的に新たな変更が加えられたものではないことは文科省の上記解説本でも明言しているところです。

ところが、改正私学法について、事実上、理事会と教学機関の関係にまで踏み込んだのが次に見る経営者側の見解です。

〔五〕 「私学法」改正への私学経営者の

思惑と日本私大教連の反論

私学経営者は私学法改正の趣旨を理事長・理事会の権限強化と受け止めました。私学経営者のトップリーダーである鳥居泰彦氏（元慶應義塾長、元私立大学連盟会長）の発言から、改正の目的とその狙いについての理事会側の解釈をみておきましょう。鳥居氏によれば「今回の私立学校法の改正で、理事会が最高の意思決定機関であることが、法律上、明確に定められました」（条文の中には「最高の意思決定機関」という文言自体がない点に注意）と説明されるのであり、したがって「理事会が学校法人の運営に責任を持って、機動的な意思決定ができる体制を作る」という経営トップの「狙い」（黒田ほか「新春座談会 スクールガバナンスの新時代：私立学校法の改正と私学経営課題」『月報私学』日本私立学校振興・共済事業団、Vol. 85, 2005年1月号：5頁）が紹介されています。ここには評議員会との関係で垂直的な関係に置かれることになった理事会（長）が、教授会など教学機関に対しても「最高」の決定権を有するという認識が色濃く滲んでいるといえ



ます。

そうした経営者側の理解に対して教職員の側の動向では、日本私大教連が、鳥居理事長のこの発言に「抗議・訂正」（日本私大教連「抗議並びに公開質問」2005年3月9日）を要求して、異議を申し立てる活動を行っています。

私大教連は「今次改正は、一部の学校法人理事会の専断的・大学の運営による不祥事の続くなか、私学の公共性を高めるために、責任の所在が理事会・理事長にあることを明確にしたものであつて、理事会に特別な権限を付与するためになされたもの」（同：2頁）ではないと主張しました。私大教連が理事会に「特別な権限」は認められていないと強調するとき、教学機関との関係を念頭に置いていることは明らかです。つまり教学に対する法人理事会の優越した権限を定めたものではまったくないという認識です。



なおこの解釈の隔たりについて、私学事業団側は日本私大教連の抗議内容を理解できるとしながらも、鳥居理事長の発言自体は「理事会の役割の明確化を示す表現として、『最高』と『最終』を同義語に使用した」（「日本私大教連の抗議・公開質問に対する日本私立学校振興・共済事業団の回答」2005年3月24日）ものだとして、結局、私大教連の訂正要求には応じませんでした。

〔六〕 法政大学での大学ガバナンス論争

こうした改正私学法に対する経営側と教職員の「論争」は、実は大学ガバナンス全体に関わる問題を含んでいたといえるでしょう。そこでの認識の懸隔は例えば総長選挙制度のような具体的かつ象徴的なテーマの前では、極めて明確な対立として現れます。総長選挙規則「改正」に対して、大きな異議申し立てがおこった法政大学がそうでした。

法政大学では従来から教学優先の立場を基本として、総長選挙による総長選出とその総長による理事長兼務の体制が確立していました。役員選挙の変遷からみれば総長だけに限ってみても1980年代の大学教員の直接投票制（ヴァチカン

方式：非立候補制の下での複数回投票による過半数獲得者の選出方式のこと）から、不祥事をきっかけにした大改革によって90年代前半の大学・中高校の教職員全員を有権者とする方式への転換が行われました。

しかしそれが定着させられずに、90年代後半期にはその方式に徐々に改変が加えられていき、2000年代の私学法の改正議論の進展のなかで、



理事会は一举に「法政大学のガバナンスのあり方について（役員選出方法の改善・今期学内選挙の方針）」（2004年10月20日決定）という**理事会トップマネジメント論**（ガバメント論の系譜）とよべる改革案を予告するに至りました。しかしこれは教員の粘り強い運動により阻止されたのです。

ここで注目したいのは法政大学教職員側の提起した大学ガバナンス論の豊かな内容です。それは以下の諸点にまとめられると思われま

①法制論では、改正私学法の恣意的解釈を全面的に批判し、私学法改正の目的として「健全な組織体づくり」の課題があることを確認したことです。

②構造論では、教職員による総長選挙に基づく経営・教学の分業体制を論じ、③内外からの複数チェック体制、④私立学校と学校法人の相対的自律性、⑤現場への権限委譲と相互評価・調整の重要性に関する論をそれぞれ提起しています。

③リーダーシップ論では執行部の正統性を正面から問うています。具体的には④トップへの権限集中とコンセンサス形成のためのリーダーシップの関係、⑤総長選挙の見直し問題および教育組織にふさわしい改革方法論（トップダウン方式か、それとも全構成員方式か）、並びに大学共同体の活性化を論点にしています。

④教育論では、教育活動の基本としての学生・教職員の直接的な対人関係の大切さが大学ガバナンスの基盤論として論じられています。

⑤運動論では、⑥全学的合意の手続き、⑦リーダー養成（変質防止）、⑧大学共同体の活性化、改革力すなわち現場からの盛り上がりとボトムアップ型イニシアティブに関する論がそれぞれ提起されています。

⑥財政論では、私学の日本的性格論からの分析を提起しています。

法政大学の教職員はガバメント型統治を許さなかつただけではなく、新しい総長選挙制度を制定する過程で大学ガバナンスの内容を豊富化したといえるでしょう。

〔七〕立命館学園における民主的なガバナンスの理念と制度についての活発な議論を

さて最後に私たちの立命館学園です。周知のように立命館でも上に紹介したような経営サイドの解釈に従って、一度は総長公選制度が否定されました。しかし広範な教職員の粘り強い議論と運動による世論の前に、公選制の基本的枠組みは回復しました。ただし理事長が「最高責任者」であるという解釈はおそらく変更されていませんし、そもそも最高責任者である理事長を、民主的に選出する規定は何ら存在しません。したがって私たちもまた、新たな段階で歴史的かつ理論的に大学ガバナンスに関する論究を、大いに深めていかなければならないところに来ています。

ところが「立命館百年史・通史三」（最終稿）では、近年流行の「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」を模した理事会トップマネジメント論に基づいた叙述が安易かつ無批判になされています。それは「通史一・二」の基本的立場とも原則的に相容れないだけでなく、これまで述べてきたように、そもそも未だ「歴史」に属する議論ではありません。

今こそ、もっと根本的な議論が全学で起こされなければならないと考えます。



そこで私は、あえて一つの問題提起を試みようとするものです。

私は次に述べる理由づけから、総長が理事長を兼任する形での、民主的なガバナンスの理念と制度デザインに関する原則的な考え方を提示したいと考えます。これは、いわば大学ガバナンス論の私なりのスケッチです。制度の具体的なあり方や形態については、議論の中で修正が可能なものです。これからの活発な議論を呼び起こすための

問題提起と受けとめていただきたいと思います。

第1：「民主的ガバナンス」の創造が要請される時代背景と本学園の「学園創造」課題

骨子は次の5点です。①学園規模というキーワードに象徴される、いわゆる右肩上がりの時代は終焉した。②そして現在、それを主導した「トップダウン・ガバナンス（命令的統治）」（俗称）は転換期に来ている。③このパラダイムの転換を正面から乗り越えるための基本は、研究教育にあたって、生徒・学生・教員・職員一人ひとりの、学習と勉学、研究教育、職務の全面的な「質」向上＝「中軸」論以外にない。④そしてそれを推進するためのガバナンスに求められる特質は、ボトムに位置する学部・研究科・付属学校を研究・教育・学習の基本単位として正式に認知し、そこを「権限と財源」の基本的な集約単位とすること（＝権限・予算請求の基本権設定）。

さらに、⑤総合学園を標榜するのであれば、大学それ自体を複数ガバナンスで運営し、学園運営をメガガバナンス（＝各ガバナンスのガバナンス）として制度デザインする必要があります。

第2：「民主的ガバナンス」創造に

あたっての価値規範

立命館における民主的ガバナンスの価値規範とは、まず民主社会の普遍的価値であり、またそれを長年にわたって具現化してきた本学園の民主主義の伝統とそれを確定している「立命館憲章」に依拠しなければなりません。「全構成員自治」や「教学尊重」「教学と経営の統一」等は立命館のガバナンスの具体的な到達点を表すものと考えます。

第3：「民主的ガバナンス」の担い手

民主的ガバナンスの担い手を、学園の「主権者」と呼びたいと思います（＝主権者論）。主権者には次のように様々な立場がありますが、その立場を超えて、名実ともに本学園の正式の構成員として考えます。具体的には地位（児童・生徒・学生・教員・職員）をはじめ、成人・未成年、雇用形態、職種等の相違によって権利に差異を設けることはしません。例えば未成年であっても、「子ども

の権利条約」の保障する意見表明権（保護者の参加も含む）を尊重し、雇用形態でも「就業規則」が及ぶ範囲を主権者とします。

ところで従来の大学論では、どういう訳かこのような主権者論が論じられたことはありません。あるとすれば、ガバメントと極めて親和的な、「大学所有者」論です。それは、「システムの設計の主体は誰なのか、大学は誰が所有し、誰によって支配・統治・運営されているのか」（参照：村澤昌崇編『大学と国家』玉川大学出版部、2010年108頁）を論じています。

では学園の「主権者」論と「大学所有者」論とはどのような関係にあるのか。本稿では対立的には考えません。私学といえども公共財であることから、日本国政府と国民の関係から類推すれば両立可能です。つまり「システムの設計の主体」は主権者たる国民から信託された日本国政府ということになり、同様に、大学は設置者である学校法人が所有します。そして肝心の「大学は、誰によって支配・統治・運営されているのか」といえば、主権者とその被信託者（教学に責任をもつ学校〔学園〕と、経営に責任を持つ法人）の共同によって支配・統治・運営されているということになります。

第4：「法人制」と「学制」に基づく

「二元代表制型ガバナンス」の構築

「民主的ガバナンス」の機構と機関（総長・理事長・理事会・評議員会・大学協議会等）は、「学校法人制」を定める私立学校法と「学制」を定める学校教育法の法的枠組みを尊重し、本学園の伝統と到達点を踏まえて、後述する、総長による理事長兼務制を担保にして、学園の主権者からみてそれを代表する機構が「学校法人制」の部門と「学制」の部門からなる「二元代表制型ガバナンス」の構築をめざすこととなります。



第5：総長による理事長の兼務制

「民主的ガバナンス」は、学園の「主権者」論に基づけば、唯一、総長による理事長の兼務制に基

づく統一的運営体として理念的に存在することで、民主政として実在できます。この制度的保障に関しては次の**第6**のとおりです。もちろん立命館大学等の各学校と1つの学校法人が、それぞれの立場と責任において、教学と法人の両運営に関して見解が異なることは当然あるでしょう。当学園の伝統はその点で「教学優先原則」を掲げてきたことから、児童・生徒・学生そして保護者に対して、直接に教学責任を負っている教学機構（例：大学協議会）と諸機関（学校・大学）に、最終的な判断が任されています。そうすることで、今のような常任理事会という学校法人の頂点に位置する（設置者）組織が、主権者の信託もないうままに、大学ガバナンスを独占する事態も回避できるでしょう。

これ以外にも改めたいことを述べると、まず総長が立命館大学の学長を兼務することはやめて、別個に選出します。当然に立候補制に基づく、学園の「主権者」による直接的な選挙で行います。次に理事・評議員・常勤監事の選出にあたっては、立候補制に基づき候補者名簿への学園の「主権者」からの一定数の信任数の獲得等による、学園「主権者」からの直接の信託プロセスを考えます。いずれにしても現在の非公選役員が、学校・大学および法人の各運営に責任を負う現行制度を再検討することです。

第6：「民主的ガバナンス」の制度的保障


総長・理事長兼務制と整合する「民主的ガバナンス」の、統一的運営体としての政策的・運営的保障については、さしあたり次の制度保障を行って、風通しのよい組織にします。当然ですが、今後それを踏まえて、別途、さらなる体質改善のための中長期に亘る方策を色々と検討しなければなりません。

- ①全構成員自治の下、立候補制に基づく、主権者の直接選挙による総長選挙制（選任ではないことに注意！）を行う。
- ②学校・大学と法人の両組織を別建てにした上で、各トップの公選を実施し、教学代表者会議（例：学長・学部長・校長の最高会議）と理事会を設置（インターネット活用による原則公開制と議事録の整備等）する。
- ③全学協議会を基礎にした10年間単位の学園計画作成、および総合的計画的な運営システムを構築（例：現在の常任理事・常務理事の「分担」という名の独任的管理方式の廃止）する。
- ④理事長等のトップ・リコール制・「主権者」監査請求制・オンブズパーソンの設置といった措置を制度的に整備する。

以上



【近況報告や私の意見等の募集と支援カンパ金のお願い】

「考える会」賛同者ならびに「会ニュース」愛読者のみなさまへ
「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」が、結成され早4年余りが経ちました。
世話人会では、ニュースを豊富にするため皆様方から、日々どのように過ごしているかー近況便り、様々な出来事をどのように考えておられるか等をお寄せ頂き、ニュースに掲載させて頂きたいと思っています。（お手紙、ハガキ、メールでお知らせ下さい。）

また、フォーラムを企画できてないこともあり、直接カンパをお願いできておりません。ニュースの発行等を維持するカンパのご協力をお願いいたします。既に振込頂いた方々には、後日領収書をお送りします。

口座名義：立命館の民主主義を考える会 経理担当 広末良子
京都銀行 白梅町支店（店番号161） 普通預金 口座番号：3775969



土曜評論

オリンパスがパウル時のお金の失敗による損失を隠して先送りを繰り返してきたことが、英国人元社長の告発によって明らかになった。この事件は、日本の企

オリンパス事件



やしあひ、なまひら、他年大阪府生野市、国務省や厚労省、上野大蔵省、日本経済研究センター、経済産業省を経て国際経営者協会常務理事、監査法人「日本監査士協会の会長」に「藤田正典」の署名がある。

業統治の現状を示すものともなされてもやむを得ない面がある。

会社法の建前では、企業が資金や経営者報酬を支払った残りの利益は、企業の所有者である株主に帰属する。しかし現実には、株主は株価の配当しか受け取らず、正社員と正社員出身の経営者が、日本企業の経営的な支配者となっている。経営者も社員も会社共同体の一員であり、いずれも雇用や資金の安定

確保が最優先される。

高い法人税率にもかかわらず配当より内部留保を優先する」とは、万一の時の備えでもある。仮に経営の失敗で会社が大きな損失を被っても、「よき者」の株主の利益のため社債をリストアップしてはばり買われるに過ぎない。

そもそも企業が互いに株式をもちあい、株主への自己責任を突きつける仕組みでは、株主は経営者と関係が薄く、経営者

'12. 2. 4(土)

監査法人の責任追及を

国際基督教大客員教授 八代 尚宏

れである。損失を抱え込んだまま経営者がいすれ回復する時期を最長に待ってはならない。

こうした経営方針は、短い不況期の後に長い好景期が期待された過去の高成長期には合理的な面もあった。しかし1990年代初期からの長期停滞の下では、いくら待っても株主や債権者は元には戻らず、今も損失は大きくなるばかりである。

そこで不自然な取引で過去の損失を埋め合わせたことが、ルールに忠実な英国人社長に指摘されて株主は驚愕し、株主もメーソールバンクも大きな損失を被った。経営環境の変化に対応できない経営で市場の信頼を損ねたことが、現実の脅威以上に会社を大きな打撃を与えたといえる。

他方、米國監査法人の方が優れているともいえない。経営者の報酬を企業利益に連動させれば、株主利益に合った経営となるはずである。しかし同時に、大きなリスクを背負わずに高報酬を目指す経営者の近視眼的なインセンティブも強まっている。特に失敗した経営者は辞めるだけで、後の損失を株主が被ることになるのはない。

本来、会社経営のリスク配分も命めた情報開示を徹底させ、経営者の恣意(しい)的な行動をチェックすることは、監査法人の主要な役割である。今回のオリンパス事件では、複数の監査人が関わっていたが、業界誌に掲載されるまで不自然な取引が見過ごされていた。もし事前に問題を指摘していれば賭博の共謀であり、そうでなければ監査能力の深刻な欠陥である。今回の事件では、歴代経営者だけでなく、監査法人の責任も厳しく追及する必要がある。

長期にわたって損失を先送りしている点では、実は日本政府も同様である。パウル倒産後に税務が大蔵省に落ち込んだにもかかわらず、社会保険費等の自然増は放り込まれている。「経費」が交代し、ようやく増税することになりそうだが、新幹線の新規着工等のばらまきは止まらない。年金会計の将来世代の負担等の含み損も多く、政府会計についても厳格な監査をすすめていこう。「株主」である国民だとして最も必要とされている。

【カンパの御礼】

考える会ニュース NO. 34号 (2011年5月11日発行) より、お願いしておりましたカンパ金は、下記のとおりご協力頂きました。ここにご報告するとともに、厚く御礼申し上げます。

ご協力頂きましたカンパ金は、「考える会」の運営に大切にさせていただきます。
カンパ頂いた人数：19名 カンパ金合計額：124,000円

※尚、カンパ頂いた皆様には、ニュースと同時に領収書をお送りさせて頂いております。領収書の発行が遅くなりました事、お詫び申し上げます。

【編集後記】

アンパンマンと「失われた20年」

— 歴史とは過去と現在の対話である(E・H・カー) —



お腹を空かした人に自分の顔をちぎって食べさせる“愛と正義と勇気”のアンパンマン、その漫画とテレビ放映に夢中になりながら幼少期を過ごした、1980年前後の子どもが今の青年層です。その子どもたちが成長してきた社会環境は決して順風満帆ではなかったのです。人間の生き方とかかわって、歴史体験の相違は問題ではないと言う人もいますが、そうばかりとも言えません。受験競争を乗り切った先にパラダイスと輝かしい未来があると尻を叩かれ、必死に頑張ったのに、さらに頑張らなければ生きていけない現実を突きつけられたのです。

大学卒業時期にバブル経済が崩壊し、氷河期に入り、一時回復基調かと思われた直後、リーマンショックで超氷河期に入って以降に就職活動を行って来た者と、1980年代の引く手あまたで就職した者とは、世間に対する見方・接し方にだいぶ違いがあります。今の青年は「失われた20年」を生きてくる中で、どのような経験を積んで来たのでしょうか？ いじめ問題や不登校問題が騒がれるとともに、お互いを傷つけない「やさしい」関係のあり様や自分本位の「脱」社会的な生き様に、世間の目が注がれるということがありました。高校までの教育で現代の状況を十分に学ぶ機会があったのであれば、中長期の視野をもって現実に立ち向かうことも出来たでしょうが、受験に追われてその機会は多くありませんでした。大学でも学生運動が停滞していましたので、学生同士が切磋琢磨して社会に打って出る機会も乏しかったのでしょう。そして、IT時代の始まりとともに、人間関係までもがONとOFFとの二項関係に単純化され、理解し合おうとする努力を面倒がる青年が徐々に増えてきた、といわれています。

とはいえ、17年前の阪神大震災を機に、困った人のために尽くそうとするボランティア精神にとんだ青年たちが大勢現れ、彼らは震災ボランティアから平和ボランティアや環境ボランティアへと、自らの活躍の舞台を広げていきました。同じ世代でも人間の生き様は多様であり、“愛と正義と勇気”をもって現在を未来に繋ごうとする力も着実に育っていたのです。

昨年3月11日に起きた東北大震災に際しては、世界中の人々が心を痛み、東北の人々に連帯と励ましの物心両面にわたる支援を寄せました。本学でも、募金活動以外に、教職員や学生が個別にまたはグループを組んで、被災地に出向いて行きました。「失われた20年」にあっても失わなかったもの、それが「絆」であったのです。

立命館学園の民主的な復興のためにも、「絆」の力、言いかえれば教職員同士の、また教職員と学生の共同の力が必要です。学園指導部の恣意的なガバナメントに抗して、忍耐強く異議申し立てを積み重ね、それを変革のモメントにする共同の力が必要です。学生・青年の成長にとって今何が必要なのか、そのために何が出来るのか、熟年層と青年層の「絆」をもっと深め、真のガバナンスを求める運動を強めなければなりません。堀先生の問題提起が、そのための一助となれば幸いです。

(M&S&H)

○同封の資料の量が多く、大変恐縮ですが、興味関心のあるものからお読み頂ければ幸いです。

事務局連絡先：〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付
「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」
TEL:075-465-8200（宮澤気付） FAX:075-465-8201
メールアドレス rits.democracy@gmail.com
ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>